

盛岡広域振興局長告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鹿妻穴堰土地改良区（盛岡市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年3月30日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

理事

田 上 常 吉 盛岡市上太田若宮15番地4